「適正な電力取引についての指針」の改定等に対して寄せられた意見に対する見解

※御意見の全体像が分かるように代表的な御意見を抽出し、整理しています。
※件数については、いただいた御意見を分類分けした件数になりますので、実際に提出された意見数とは異なる場合があります。
※基本的に、いただいた御意見から抜粋したものですが、明らかな誤字や変換ミス等は修正しております。

通し番号	意見内容	見解
1	この度、部分供給が廃止になり、分割供給という制度に置き換わるということで、いくつか懸念点がありますので意見させて頂きます。もともと部分供給というものが、新電力の供給力不足が背景にあったことを考えますと、確かに今は当時とは違う状況でもありますので、部分供給の本来の目的としては果たし終えてるものと思います。ですが、まだ今現在も部分供給を利用している需要家がいることや、ここ最近でも部分供給を使い始めたという需要家がいることを考えますと、廃止としたときに需要家に何かしらの損失が出る可能性があるのではないかと思います。ベース供給をする旧一電が、分割供給への移行のタイミングで「当社は分割供給はいたしません」とか、「分割供給ではこのメニューは使えません」、「100kw以上でないと分割供給はできません」、「分割供給をするなら違約金をとります」といった各社それぞれの決定に任せるような形になってしまい、エリアによって、需要家によって、あるいは新規申込なのか既存利用者なのかによって、不公平感のある制度になってしまわないかと心配しております。実際に部分供給もエリアによっては旧一電ごとにその対応がマチマチな部分があり、供給開始までの手続きや必要な期間もバラバラです。それが果たして本当に正しいのかも私は疑問に思っております。そもそも制度変更は公平であるべきで、制度変更によって需要家の利益を損なってはらないと思いますし、選択肢を狭めてしまうことに繋がらないようにすべきだと思うのです。どこから電気を買うかは自由であり、もっといえば、どこからどれだけの量の電気を買うかは需要家が決めれるというものが本来あるべき姿なのかなと思います。様々な諸条件を各旧一電が設定することで、結局どこかの1社のみからしか買えないような状態になるような事態は避けるべきかと思います。ですので、既存の部分供給利用者は、原則として同一条件で分割供給に移行できるようにするとか、新規についても原則として部分供給と同じように旧一電は受け入れるべきであるとか、そういった内容が望ましいと思います。そのうえで、ベース供給も競争が生まれればそれで良いと思います。必ずしもその地域の旧一電がベースを担うということではなく、そのベース供給についても新電力または他エリアの旧一電が供給できるようになればそれで良いかと。部分供給をスタートさせたことで新電力会社が大きく成長するきっかけとなり、これだけの競争環境が生まれました。その後、JEPXが成長したことで新電力会社も供給力確保がしやすくなったことで部分供給のニーズが減ったことは確かです。しかし、ニーズがなくなったわけではありませんし、部分供給がなくなることで新電力会社の競争力は落ちる可能性があり、その結果昔のような1社独占の状態になってしまうことも可能性としてはゼロではありません。需要家・小売事業者それぞれにとって、選択肢と競争環境の維持は必要であり、制度変更による損失は決してあってはならず、むしろ制度変更によって更なる競争・選択肢が増えることが望ましいはずです。分割供給というものが、需要家にとって魅力的な選択肢となり、且つ、電力会社間の競争が負荷追随だけでなくベースでも起きるような制度変更を期待しております。	部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、①ベースロード市場創設や旧一般電気事業者の内外無差別な取引の進展等による新電力のベース供給力へのアクセス機会の拡大、②卸電力取引所の取引量の増大等による供給力調達の自由度の向上、③部分供給を活用する新電力が限定的であること、を踏まえれば、「卸電力市場が機能するまでの当面の対策」としての役割を果たしたと考えられます。 その上で、第78回電力・ガス基本政策小委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものです。したがって、既存の部分供給に係る契約の更新等に当たって、需要家の負荷率等を勘案し、みなし小売電気事業者を含め、これまで部分供給を行ってきた者が供給条件の変更等を申し出ることは否定されるものではなく、また、新電力等が新たな負荷追随供給を行う場合の供給条件の自由度も確保されるべきであることを踏まえれば、あらかじめ一律に規制やルールを設けることは適当ではないとの考え方から、分割供給に係る新たな指針の策定等は行っておりません。 なお、一般送配電事業者における実務的な取り扱いについては、可能な限り統一的な運用がなされるよう促してまいります。
2	部分供給に対し需要家の印象は実に好意的です。 ご提案の導入段階では部分供給をご存じない需要家も多くご説明する中で理解を得て電気料金について現契約との比較試算書を作成し削減額を提示できるタイミングでは、それは大きな自分ごと関心に変わり、稟議を経てご契約をいただいております。 どちらの企業も電力は定常的に調達し、かつコスト削減に取り組むハードルは比較的高い費目です。 電力はコストボリュームが大きく成果は短期で大きなインパクトがあります。 電力調達の最適化の一つとして、部分供給は非常に理にかなった契約の形であることは、部分供給のご提案を聞いて下さった需要家の反応を見れば、分かります。 部分供給を含む電力契約の提案する際は、お客様のメリット利益を最大限に、かつ電力会社にも相応しい利益を生みそれぞれの電力会社にとっても健全な経営を継続できるためのルールであるべきと思います。 大きなシェア(力・供給量や顧客数）を持つ旧一電が、不当な高値設定や不当な解除・変更および不当な交渉機会の義務付けなどは、今もこれからも決してあってほしくないものです。 それは需要家のメリット享受や選択の機会を奪い、また他の電力会社に対し市場の成長を妨げるといっても過言ではありません。 私が携わった契約は市場の健全性と公平性を確保し、市場参加者（電力会社と需要家）双方が信頼し合っての取引であると自負しております。 需要家の利益ファーストを念頭に加えて電力会社それぞれの利を享受し、市場参加者の皆が納得できる2社供給の指針を作っていただきたいと切に願います。	第78回電力・ガス基本政策小委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものです。したがって、既存の部分供給に係る契約の更新に当たって、需要家の負荷率等を勘案し、みなし小売電気事業者を含め、これまで部分供給を行ってきた者が供給条件の変更等を申し出ることは否定されるものではなく、また、新電力等が新たな負荷追随供給を行う場合の供給条件の自由度も確保されるべきであることを踏まえれば、あらかじめ一律に規制やルールを設けることは適当ではないとの考え方から、分割供給に係る新たな指針の策定等は行っておりません。 その上で、制度の円滑な移行の観点からも、既存部分供給に係る契約の更新等に当たって、合理的な理由のない分割供給の拒否や供給条件の変更は適当ではないと考えられることから、仮にそうした事案が明らかになった場合には、必要に応じ、制度的な対応の要否も含め検討することとしております。 なお、分割供給においても、みなし小売電気事業者が、不当に、電気の小売料金を高く設定すること又は電気の小売供給を拒否し若しくは供給量を制限することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、適正な電力取引についての指針第二部Ⅰの１（１）③に記載のあるとおり、一般的な小売供給の場合と同様、独占禁止法上違法となるおそれがあります。仮に独占禁止法上問題となる行為があれば、引き続き厳正に対処してまいります。
3	現在、当社では部分供給を利用しております。 実際、部分供給に変更し削減メリットも受けられて大変満足しております。 物価高が影響し、材料費も負担が増えて困っておりました。コストカットする為に何かの設備を導入するなど初期投資にかける予算も難しい状況でした。 また既に社内では、節電や省エネに対して出来る事はやったという状況の中でしたので契約形態を部分供給にすることで電気料金を下げることができており他の関係部署の者も喜んでおります。担当として良かったと実感しております。 この制度が現在、移行途中であり「分割供給」と名称が変わり「２社供給」という概念は変わらないものの細かな内容や条件が変わるかもしれないと担当者さんに聞いております。 以前の契約では割引を廃止あるいは縮小すると言われ、困っていたところ部分供給で助けられた訳です。 我々一企業も、各電力会社それぞれの経営戦略により値上げや割引廃止もやむを得ないという事情には一定の理解は示したいとは思いますが各電力会社(大手電力や新電力)が、それぞれの良さを活かし、今後も多くの企業へメリットのある提案を継続できるような制度であるよう進めて下さい。 この制度が我々利用企業にとって、今までと変わらず継続利用できるような内容で制度見直しを進めていただけるようによろしくお願いいたします。	第78回電力・ガス基本政策小委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものです。したがって、既存の部分供給に係る契約の更新に当たって、需要家の負荷率等を勘案し、みなし小売電気事業者を含め、これまで部分供給を行ってきた者が供給条件の変更等を申し出ることは否定されるものではありません。 その上で、制度の円滑な移行の観点からも、既存部分供給に係る契約の更新等に当たって、合理的な理由のない分割供給の拒否や供給条件の変更は適当ではないと考えられることから、仮にそうした事案が明らかになった場合には、必要に応じ、制度的な対応の要否も含め検討することとしております。
4	現在、新電力会社から部分供給の提案を受けており前向きに検討中です。 この度部分供給を初めて知りました。現契約の担当に話を伺いまた自分で調べたりして情報を得ております。 結論、部分供給(2社供給)は非常に良い提案だと思っております。 地域電力と新電力の2社で供給という形も安心感があり、またそれぞれの契約電力に対して料金がかかり請求書が2つにわかれるものの結果的には2社合算の請求額の方が安くなることが明確に分かりました。 新電力が基本料金単価、従量料金単価どちらも安くなっており間違いなく削減になります。 新電力の担当者より分割供給に変わる際に、2社供給のベースとなる会社は必ずしも地域電力である必要はなく、自由に選べるようになるかもしれないとのことですが、その辺りは新電力を交えた際に2社のいずれかが契約電力などの契約条件について極端に制限をされたりすることなく、業界が活性化するよう進めて欲しいものです。 電気料金削減はどの企業にも関心の高いコスト削減項目です。2社のうち一方の電力会社が利益を得られず結果的にせっかくの削減提案が、受けられなくなることは絶対に避けて欲しいと考えます。	第78回電力・ガス基本政策小委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものです。したがって、既存の部分供給に係る契約の更新等に当たって、需要家の負荷率等を勘案し、みなし小売電気事業者を含め、これまで部分供給を行ってきた者が供給条件の変更等を申し出ることは否定されるものではありません。
5	部分供給に関する指針を廃止する通達（案）について、日付部分のフォントが違う。 意見公募要領中「２．　意見公募の対象」に列記している「部分供給に関する指針」は「部分供給に関する指針を廃止する通達」の誤りではないか。※つまり、意見公募手続にかける対象が異なっている。 このようなまったく未完成とも言っていい案文を意見募集手続にかけてしまう（そしてそれを連名で公表してしまう）公正取引委員会及び経済産業省の文書業務体制があまりに不安になるものである。	御指摘の日付部分のフォントについては、必ずしもフォントを統一することが必要とは考えておりません。 また、御指摘の「２.意見公募の対象」に関しては、意見公募の対象となる指針を明確化する観点から、通達名ではなく現行の指針名を記載しております。
6	負荷追随供給での競争活性化を図る観点から実務的に無理なく需要家に不利益となるようなことがなく、事業者にも過度な負担とならないよう移行期間を再考頂きたい。 分割供給時の料金単価はみなし小売電気事業者（旧一電）より公開されたものは御座いません。 24年10月初旬目途となっている分割供給の受付開始に向けて各みなし小売電気事業者（旧一電）へ問い合わせを行っても、今回の適正な電力取引指針の改正・部分供給指針の廃止にかかるパブコメ結果がでて、かつ託送供給約款の変更届出の内容が決まらなければ料金単価の提示は出来ないということです。また、新電力同士での分割供給を行う際の料金体系についても託送供給約款の変更内容が明確でなければ検討を開始することが出来かねます。 事業者から需要家への請求システムにおいても流通費用調整額の精算を行うための対応などシステム部分の変更などにも必要なリードタイムが生じます。 2024年10月からの分割供給の受付開始となっていても分割供給の実施を判断する料金単価等の材料がない現状では相応の時間がかかるため、部分供給から分割供給へ移行ではなく26年7月1日までに移行とするなど配慮措置を講じて頂きたい。	御指摘の移行期間については、分割供給の制度の在り方について議論が行われた電力・ガス基本政策小委員会においては、部分供給の既存契約について、需要家の負担にもある程度の考慮をし、実務的に無理のない移行期間を設定すべきとの御意見をいただいた一方で、あまり長く過去の制度を引きずることもまた望ましくない、との御意見があったことも踏まえ、契約の期間や形態は多岐にわたり、全ての事業者に何らの影響もない期間を設定することが現実的でないこと等も勘案の上、審議会で議論を行った２０２４年７月９日（第78回同委員会）からおおよそ１年の経過措置期間を設けることとしたものです。
6	適正な電力取引についての指針改正案についてコメントします。 改定前は部分供給について「部分供給料金の不当設定」や「部分供給の拒否」についての記載があったところ、改定後ではそれらの記載が全て削除されています。 2024年7月9日第78回電力・ガス基本政策小委員会の審議会で議論されましたように既存の部分供給となっている需要家が分割供給へ移行する際、合理的な理由のない分割供給の拒否や供給条件の変更は適当でないと考え特に留意が必要と考えます。 既存の部分供給が分割供給へ移行する際、改定前の部分供給と同様に「分割供給料金の不当設定」や「分割供給の拒否」を改正案に記載することを強く要望致します。	第78回電力・ガス基本政策小委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものです。したがって、既存の部分供給に係る契約の更新等に当たって、需要家の負荷率等を勘案し、みなし小売電気事業者を含め、これまで部分供給を行ってきた者が供給条件の変更等を申し出ることは否定されるものではなく、また、新電力等が新たな負荷追随供給を行う場合の供給条件の自由度も確保されるべきであることを踏まえれば、あらかじめ一律に規制やルールを設けることは適当ではないとの考え方から、分割供給に係る新たな指針の策定等は行っておりません。 その上で、制度の円滑な移行の観点からも、既存部分供給に係る契約の更新等に当たって、合理的な理由のない分割供給の拒否や供給条件の変更は適当ではないと考えられることから、仮にそうした事案が明らかになった場合には、必要に応じ、制度的な対応の要否も含め検討することとしております。 なお、分割供給においても、みなし小売電気事業者が、不当に、電気の小売料金を高く設定すること又は電気の小売供給を拒否し若しくは供給量を制限することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、適正な電力取引についての指針第二部Ⅰの１（１）③に記載のあるとおり、一般的な小売供給の場合と同様、独占禁止法上違法となるおそれがあります。仮に独占禁止法上問題となる行為があれば、引き続き厳正に対処してまいります。
7	新電力も供給量を確保する力をつけてきてはいるが、大手電力会社と比べるとまだまだ力が足りない部分があるのではと懸念がある為、部分供給の制度の内容を横切り型と縦切型は変えなくてもいいのではないかと思う。 ベースを地域電力以外も選べるとなれば選択の幅が広がりいいと思う。 旧一電が分ベースを受け入れない選択ができると、全量供給できない場合、新電力会社にとっては拡大が難しくなることがあるのではと思う。 ユーザーにとっても、ベースが地域電力となっているところに安心感がある。 火力発電所を持たない新電力は供給量を確保できないのではという不安も見受けられる。 旧一電の条件設定により、分割供給にて単価を引き上げるようなことがあっては、ユーザーは2社供給や新電力への切替を断念するケースが多くなり、旧一電が独占状態になるのではないでしょうか。電力の自由化、電力会社側は柔軟に進められるだろうがユーザーの自由に選択できる幅が狭まる。様々な価格が高騰している中で、ベース供給側が通常プラン以上に価格設定することなく、条件を狭めることなくユーザーが安心して使用できる制度にしてほしい。 既存ユーザーが部分供給から移行する時に、ユーザー保護の観点からもベース供給においても同一条件にて継続できるようにしてほしい。部分供給の制度がいいと納得して使用しているユーザーが安心して、分割供給に移行できる制度であるべきだと思う。	第78回電力・ガス基本政策小委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものです。したがって、既存の部分供給に係る契約の更新等に当たって、需要家の負荷率等を勘案し、みなし小売電気事業者を含め、これまで部分供給を行ってきた者が供給条件の変更等を申し出ることは否定されるものではありません。 なお、分割供給においては、需要家及び小売電気事業者間での協議のうえ、需要追随供給＋非需要追随供給の形態と需要追随供給＋需要追随型供給の形態のいずれを選択することも可能です。
8	・電力約款の改定前に指針が開示されても妥当性が評価できない。 ・今回の改定内容（第二部/イ「公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」全削除）は、旧一電が優遇されているだけではないか。電力自由化と言いながら、分割供給の決定権が握られていると感じる。 ・公正取引委員会と連名になっているが、これの公平性は疑わしい。 ・市場の公平性を謳うならば、発電会社の入札結果も公表すべきではないか。（市場価格の妥当性が評価できない）	御指摘の「電力約款」が指すところが必ずしも明らかではありませんが、一般送配電事業者による託送供給等約款の変更届出には、一般送配電事業者との契約に係る実務的な供給条件が規定されるため、基本的には、当該規定内容によって、「適正な電力取引についての指針」の規定内容等に変更が生じることはございません。 第78回電力・ガス基本政策小委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものです。したがって、既存の部分供給に係る契約の更新に当たって、需要家の負荷率等を勘案し、みなし小売電気事業者を含め、これまで部分供給を行ってきた者が供給条件の変更等を申し出ることは否定されるものではなく、また、新電力等が新たな負荷追随供給を行う場合の供給条件の自由度も確保されるべきであることを踏まえれば、あらかじめ一律に規制やルールを設けることは適当ではないとの考え方から、分割供給に係る新たな指針の策定等は行っておりません。 その上で、制度の円滑な移行の観点からも、既存の部分供給に係る契約の更新等に当たって、合理的な理由のない分割供給の拒否や供給条件の変更は適当ではないと考えられることから、仮にそうした事案が明らかになった場合には、必要に応じ、制度的な対応の要否も含め検討することとしております。 なお、分割供給においても、みなし小売電気事業者が、不当に、電気の小売料金を高く設定すること又は電気の小売供給を拒否し若しくは供給量を制限することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、適正な電力取引についての指針第二部Ⅰの１（１）③に記載のあるとおり、一般的な小売供給の場合と同様、独占禁止法上違法となるおそれがあります。仮に独占禁止法上問題となる行為があれば、引き続き厳正に対処してまいります。 発電会社の入札結果の公表の在り方については今回の意見募集の対象ではございませんが、御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
9	適切な電力取引についての指針改正案について意見を出させて頂きます。 改定前は部分供給について「部分供給料金の不当設定」や「部分供給の拒否」についての記載があったところ、改定後ではそれらの記載が全て削除されています。 部分供給が廃止となり分割供給へ移行となっても、分割供給時の旧一電より公開されている料金単価は無く、問い合わせにも応じてもらえていない状況です。 このまま旧一電が分割供給の協議に応じてくれない場合、既存部分供給契約先へは見立て通りの収支で供給が行えず、最悪の場合、最終保障供給へ移行するしかなくなります。 そのため、既存の部分供給が分割供給へ移行する際、改定前の部分供給と同様に「分割供給料金の不当設定」や「分割供給の拒否」を改正案に記載することを強く要望致します。 また、設備投資を伴う（蓄電池等）部分供給契約先で長期にわたった契約をしている需要家への配慮も求めます。 上記の理由から分割供給へ移行体制は全く整っていないと認識しておりますので、約款改定及び旧一電との協議、その後の需要家の選択時間を考慮し、 部分供給廃止時期を現在設定されている25年7月から26年7月へ延長することを要望致します。	第78回電力・ガス基本政策小委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものです。したがって、既存の部分供給に係る契約の更新に当たって、需要家の負荷率等を勘案し、みなし小売電気事業者を含め、これまで部分供給を行ってきた者が供給条件の変更等を申し出ることは否定されるものではなく、また、新電力等が新たな負荷追随供給を行う場合の供給条件の自由度も確保されるべきであることを踏まえれば、あらかじめ一律に規制やルールを設けることは適当ではないとの考え方から、分割供給に係る新たな指針の策定等は行っておりません。 なお、分割供給においても、みなし小売電気事業者が、不当に、電気の小売料金を高く設定すること又は電気の小売供給を拒否し若しくは供給量を制限することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、適正な電力取引についての指針第二部Ⅰの１（１）③に記載のあるとおり、一般的な小売供給の場合と同様、独占禁止法上違法となるおそれがあります。仮に独占禁止法上問題となる行為があれば、引き続き厳正に対処してまいります。 なお、移行期間については、分割供給の制度の在り方について議論が行われた電力・ガス基本政策小委員会においては、部分供給の既存契約について、需要家の負担にもある程度の考慮をし、実務的に無理のない移行期間を設定すべきとの御意見をいただいた一方で、あまり長く過去の制度を引きずることもまた望ましくない、との御意見があったことも踏まえ、契約の期間や形態は多岐にわたり、全ての事業者に何らの影響もない期間を設定することが現実的でないこと等も勘案の上、審議会で議論を行った２０２４年７月９日（第78回同委員会）からおおよそ１年の経過措置期間を設けることとしたものです。
10	競争入札で電力調達先を決めている事業体にとっては、今回の様に確定的に移行期間を決められてしまうのは大変困る。入札条件なども不明でどのようにして電力調達先を選定して良いか分からない。料金単価やその他の供給情報などが確定してから、段階的に制度移行を図るべきでは無いか。そういった事業体への対応をどうするのか国は示す責務があるのでは無いか。説明して欲しい。	第78回電力・ガス基本政策小委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものです。したがって、既存の部分供給に係る契約の更新に当たって、需要家の負荷率等を勘案し、みなし小売電気事業者を含め、これまで部分供給を行ってきた者が供給条件の変更等を申し出ることは否定されるものではなく、また、新電力等が新たな負荷追随供給を行う場合の供給条件の自由度も確保されるべきであることを踏まえれば、あらかじめ一律に規制やルールを設けることは適当ではないとの考え方から、分割供給に係る新たな指針の策定等は行っておりません。 なお、御指摘の移行期間については、分割供給の制度の在り方について議論が行われた同委員会においては、部分供給の既存契約について、需要家の負担にもある程度の考慮をし、実務的に無理のない移行期間を設定すべきとの御意見をいただいた一方で、あまり長く過去の制度を引きずることもまた望ましくない、との御意見があったことも踏まえ、契約の期間や形態は多岐にわたり、全ての事業者に何らの影響もない期間を設定することが現実的でないこと等も勘案の上、審議会で議論を行った２０２４年７月９日（第78回同委員会）からおおよそ１年の経過措置期間を設けることとしたものです。

11	・この審議会の意思決定のプロセスに大きな違和感があります。また部分供給制度廃止に際して、もう一度広く関係業界、関係者からの意見を聴取し、「公正な競争環境が整備されているのか」、今一度検証を行って頂き、再度審議を行って頂いては如何でしょうか。 ・現在の制度移行スケジュール案では、10月から分割供給制度への移行受付開始となっていますが、今現在、各電力会社様に問い合わせても、「9月末には方向が決まるのでは？」とのことで、具体的な分割供給への移行を検討する材料が示されていません。この状態では、経済合理性等をお客様に理解頂き、分割供給に移行の提案をしようにも、全くその状態にありません。つきましては、各電力会社様の分割供給移行に向けた「電力単価、その他供給条件」が提示された後、新電力各社内での検討期間、さらにはお客様社内での検討期間を見込むことが必要です。 以上から、電力会社の約款改定後、一年以内を目安として移行する、という柔らかな経過措置が必要ではないでしょうか？（既存顧客様に対する経過措置については、審議会においても、各委員から強い懸念がありました） ・分割供給への移行に際して、審議会で議論されていた「各電力会社からの供給料金の不当設定（不当な高値）により、分割供給への移行阻止」や「分割供給の拒否の場合の対応」について、今回の改定案では、それらの全ての記載が削除されています。 これも、24年7月9日　第78回電力・ガス基本政策小委員会の審議会で議論されたように、既存の部分供給顧客様が分割供給へ移行する際に合理的な理由の無い拒絶や、分割供給条件（単価等）の一方的な変更はさせない場合、事務局（エネ庁）において、個別に審議すると言うことで審議会の了承を頂いている状況であります。この記載削除は審議会での議論と異なる結果と認識します。 審議会での議論通り、既存の部分供給お客様が分割供給へ移行する際「分割供給料金の不当設定」や「分割供給の拒否」をした際の措置・罰則等を改正案に記載することを強く要望致します。	分割供給の導入については、電力・ガス基本政策小委員会にて、具体的な制度設計やスケジュールを複数回にわたり御議論いただき、その内容を踏まえたうえで、本パブリックコメントを実施しており、プロセスに問題があるとは考えておりません。 また、御指摘の移行期間については、分割供給の制度の在り方について議論が行われた電力・ガス基本政策小委員会においては、部分供給の既存契約について、需要家の負担にもある程度の考慮をし、実務的に無理のない移行期間を設定すべきとの御意見をいただいた一方で、あまり長く過去の制度を引きずることもまた望ましくない、との御意見があったことも踏まえ、契約の期間や形態は多岐にわたり、全ての事業者に何らの影響もない期間を設定することが現実的でないこと等も勘案の上、審議会で議論を行った２０２４年７月９日（第７８回同委員会）からおおよそ１年の経過措置期間を設けることとしたものです。 なお、既存の部分供給に係る契約の更新等に当たって、需要家の負荷率等を勘案し、みなし小売電気事業者を含め、これまで部分供給を行ってきた者が供給条件の変更等を申し出ることは否定されるものではなく、また、新電力等が新たな負荷追随供給を行う場合の供給条件の自由度も確保されるべきであることを踏まえれば、あらかじめ一律に規制やルールを設けることは適当ではないとの考え方から、分割供給に係る新たな指針の策定等は行っておりません。 その上で、制度の円滑な移行の観点からも、既存部分供給に係る契約の更新等に当たって、合理的な理由のない分割供給の拒否や供給条件の変更は適当ではないと考えられることから、仮にそうした事案が明らかになった場合には、必要に応じ、制度的な対応の要否も含め検討することとしております。 なお、分割供給においても、みなし小売電気事業者が、不当に、電気の小売料金を高く設定すること又は電気の小売供給を拒否し若しくは供給量を制限することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、適正な電力取引についての指針第二部Ⅰの１（１）③に記載のあるとおり、一般的な小売供給の場合と同様、独占禁止法上違法となるおそれがあります。仮に独占禁止法上問題となる行為があれば、引き続き厳正に対処してまいります。
12	移行時期を延長いただきたいと考えます。 24年10月より分割供給の受付を開始されるとのプレスが出ております。 現状は、各地域電力から「託送約款や分割供給の指針が出ない限りは協議ができない」との回答をいただいております。 そのような状況下では、需要家へ分割供給のご提案をする事は不可能な状態である事を認識いただきたいと思います。 これを踏まえても期間延長を検討いただけない場合は、自由化の目的や公正さから逸れてしまうと考えます。 また、新たな指針では以前のように部分供給の受け入れについてが削除されており、旧一般電気事業者に有利な指針になるのではないかと危惧しております。 一連のご判断につきましては、公正さが欠落しているように感じてなりません。 今一度公正な目で今回のご判断を見つめなおしていただきたいと強く思います。	第78回電力・ガス基本政策小委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものです。こうした中で、新電力等が新たな負荷追随供給を行う場合の供給条件の自由度も確保されるべきであることを踏まえれば、あらかじめ一律に規制やルールを設けることは適当ではないとの考え方から、分割供給に係る新たな指針の策定等は行っておりません。 また、御指摘の移行期間については、分割供給の制度の在り方について議論が行われた同委員会においては、部分供給の既存契約について、需要家の負担にもある程度の考慮をし、実務的に無理のない移行期間を設定すべきとの御意見をいただいた一方で、あまり長く過去の制度を引きずることもまた望ましくない、との御意見があったことも踏まえ、契約の期間や形態は多岐にわたり、全ての事業者に何らの影響もない期間を設定することが現実的でないこと等も勘案の上、審議会で議論を行った２０２４年７月９日（第７８回同委員会）からおおよそ１年の経過措置期間を設けることとしたものです。 なお、分割供給においても、みなし小売電気事業者が、不当に、電気の小売料金を高く設定すること又は電気の小売供給を拒否し若しくは供給量を制限することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、適正な電力取引についての指針第二部Ⅰの１（１）③に記載のあるとおり、一般的な小売供給の場合と同様、独占禁止法上違法となるおそれがあります。仮に独占禁止法上問題となる行為があれば、引き続き厳正に対処してまいります。
13	「イ公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」の「部分供給における不当な取扱い」がすべて削除されている点について、料金値上げや分割供給の拒否等、需要家に不利益にならないか懸念があります。 また、分割供給受付が本年10月、部分供給既存契約が2025年7月1日までに移行と聞いておりますが、もう少し猶予をいただきたいと存じます。 契約期間内で移行せざるを得ない場合が予想されますので、せめて7月以降の契約更新のタイミングに実施時期を延期することはできませんでしょうか。	第78回電力・ガス基本政策小委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものです。こうした中で、新電力等が新たな負荷追随供給を行う場合の供給条件の自由度も確保されるべきであることを踏まえれば、あらかじめ一律に規制やルールを設けることは適当ではないとの考え方から、分割供給に係る新たな指針の策定等は行っておりません。 また、御指摘の移行期間については、分割供給の制度の在り方について議論が行われた同委員会においては、部分供給の既存契約について、需要家の負担にもある程度の考慮をし、実務的に無理のない移行期間を設定すべきとの御意見をいただいた一方で、あまり長く過去の制度を引きずることもまた望ましくない、との御意見があったことも踏まえ、契約の期間や形態は多岐にわたり、全ての事業者に何らの影響もない期間を設定することが現実的でないこと等も勘案の上、審議会で議論を行った２０２４年７月９日（第７８回同委員会）からおおよそ１年の経過措置期間を設けることとしたものです。
14	仕事柄電気に関する困りごとを多く相談頂きますが、その中でも電気料金や電力契約についての相談は電力高騰以降多くなっております。 その中でよく聞かれるのは旧一電の高圧的、横柄な営業についてよく相談を受けます。 新電力から旧一電に戻す事業者には、「今度新電力に切り替えたら二度と契約しない」との言葉を掛けられているようです。 新電力撤退以降旧一電が昔とっていたような高圧的な振る舞いが散見されます。 本制度変更は旧一電に有利な制度変更に感じています。 旧一電に利する制度変更を行い続ければ新電力の撤退が増え昔のように電力契約が独占され、 価格競争が失われる、再生可能エネルギーの普及が遅れることを危惧しております。 旧一電に有利な制度設計には反対致します。	第78回電力・ガス基本政策小委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものです。したがって、既存の部分供給に係る契約の更新等に当たって、需要家の負荷率等を勘案し、みなし小売電気事業者を含め、これまで部分供給を行ってきた者が供給条件の変更等を申し出ることは否定されるものではなく、また、新電力等が新たな負荷追随供給を行う場合の供給条件の自由度も確保されるべきであることを踏まえれば、あらかじめ一律に規制やルールを設けることは適当ではないとの考え方から、分割供給に係る新たな指針の策定等は行っておりません。 なお、分割供給においても、みなし小売電気事業者が、不当に、電気の小売料金を高く設定すること又は電気の小売供給を拒否し若しくは供給量を制限することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、適正な電力取引についての指針第二部Ⅰの１（１）③に記載のあるとおり、一般的な小売供給の場合と同様、独占禁止法上違法となるおそれがあります。仮に独占禁止法上問題となる行為があれば、引き続き厳正に対処してまいります。
15	「適正な電力取引についての指針」について意見を述べさせて頂きます。 部分供給の廃止に伴い、適正な電力取引についての指針（以下、本指針）の部分供給における不当な取扱いの削除に意義はございません。 ただし、依然としてみなし小売電気事業者のシェアが大きいことによる影響力の大きさや、分割供給がみなし小売電気事業以外の小売電気事業者間でも取り扱われることにより、分割供給の不適切な取り扱いによって、適正な競争が阻害され、結果お客様のニーズにお応えできないことやお客様に不利益が被ることがないよう、「分割供給における不適切な行為」を本指針に組み込んで頂きたく存じます。 また、部分供給から分割供給に移行するにあたり、適切な運用により部分供給を受けられている既存のお客様に影響がないような制度にして頂きたいと存じます。 分割供給によって、みなし小売電気事業者を含めたすべての小売電気事業者が今後のお客様の多様なエネルギーニーズにお応えできるよう、本指針改定のご配慮を何卒よろしくお願いいたします。	第78回電力・ガス基本政策小委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものです。したがって、既存の部分供給に係る契約の更新等に当たって、需要家の負荷率等を勘案し、みなし小売電気事業者を含め、これまで部分供給を行ってきた者が供給条件の変更等を申し出ることは否定されるものではなく、また、新電力等が新たな負荷追随供給を行う場合の供給条件の自由度も確保されるべきであることを踏まえれば、あらかじめ一律に規制やルールを設けることは適当ではないとの考え方から、分割供給に係る新たな指針の策定等は行っておりません。 その上で、制度の円滑な移行の観点からも、既存部分供給に係る契約の更新等に当たって、合理的な理由のない分割供給の拒否や供給条件の変更は適当ではないと考えられることから、仮にそうした事案が明らかになった場合には、必要に応じ、制度的な対応の要否も含め検討することとしております。 なお、分割供給においても、みなし小売電気事業者が、不当に、電気の小売料金を高く設定すること又は電気の小売供給を拒否し若しくは供給量を制限することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、適正な電力取引についての指針第二部Ⅰの１（１）③に記載のあるとおり、一般的な小売供給の場合と同様、独占禁止法上違法となるおそれがあります。仮に独占禁止法上問題となる行為があれば、引き続き厳正に対処してまいります。
16	今回示された改定案では、現行ガイドラインに記載されていた、みなし小売電気事業者に対する部分供給の独禁法関連の記載（部分供給料金の不当設定、拒否などの4項目）が全て削除されていることに加え、例えば、「スイッチングにおける不当な取扱い」など他の項目について、新たに分割供給が導入されることに伴う記載の追記等はされていない。 新たに制度化された分割供給が非対称規制の下で措置された制度ではないこと等の状況変化は認識するものの、分割供給の導入に伴う今回の改定案において、分割供給に係るみなし小売電気事業者の行動を念頭に置いた記載が全くないということは、みなし小売電気事業者の分割供給に係る市場支配力を行使した不当な行動が必ずしも否定されず、そのように認識した需要家が、みなし小売電気事業者との全量供給から新電力との分割供給への切り替えを躊躇するなど、公正な競争が阻害されることが懸念される。 この点について、今回示された改定案では、部分供給に関する記載が削除されただけで分割供給に係る記載の追記等はないものの、みなし小売電気事業者が、電力市場において、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」における「市場における有力な事業者」に該当する限りにおいては、分割供給に係る市場支配力を行使した不当な行動は、引き続き適切に監視・規制されるという認識でよいか確認させていただきたい。	第78回電力・ガス基本政策小委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものです。したがって、既存の部分供給に係る契約の更新等に当たって、需要家の負荷率等を勘案し、みなし小売電気事業者を含め、これまで部分供給を行ってきた者が供給条件の変更等を申し出ることは否定されるものではなく、また、新電力等が新たな負荷追随供給を行う場合の供給条件の自由度も確保されるべきであることを踏まえれば、あらかじめ一律に規制やルールを設けることは適当ではないとの考え方から、分割供給に係る新たな指針の策定等は行っておりません。 その上で、制度の円滑な移行の観点からも、既存部分供給に係る契約の更新等に当たって、合理的な理由のない分割供給の拒否や供給条件の変更は適当ではないと考えられることから、仮にそうした事案が明らかになった場合には、必要に応じ、制度的な対応の要否も含め検討することとしております。 なお、分割供給においても、みなし小売電気事業者が、不当に、電気の小売料金を高く設定すること又は電気の小売供給を拒否し若しくは供給量を制限することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、適正な電力取引についての指針第二部Ⅰの１（１）③に記載のあるとおり、一般的な小売供給の場合と同様、独占禁止法上違法となるおそれがあります。仮に独占禁止法上問題となる行為があれば、引き続き厳正に対処してまいります。
17	部分供給の廃止と分割供給の導入にあたり、第74回電力・ガス基本政策小委員会にて検討の留意点として整理された以下の3点を踏まえた記述内容になっていないのではないか。 1.需要家間又は、小売電気事業者間の負担の公平性、需要家保護が図られること。 2.一般送配電事業者等の実務的な対応（システム変更等）が可能なものであること。 3.小売電気事業者に対して制度的に不合理な条件を課さないこと。 特に「部分供給」の廃止に係る記述削除は徹底されている一方で、「分割供給」導入にあたっては、「需要側インバランス」に係る按分等が困難という理由もあり、非需要追随供給＋需要追随供給の形態と時間分割型のみを認める（併用は不可）といった整理になっている点に係る記載が見受けられないと認識している。 また、同様に按分ロジックが難解となる「容量拠出金」については、基本政策小委で取り上げられた形跡もなく、これは前述の1.と3.の方針に反する状態と言える。 需要家側（企業等）にオフサイトＰＰＡの積極導入による脱炭素化を政策として訴求する以上、需要家側（企業等）にとってのコスト増要因となるこうした問題は早期に取扱いが整理されるべきと考える。	第78回電力・ガス基本政策小委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものです。したがって、既存の部分供給に係る契約の更新等に当たって、需要家の負荷率等を勘案し、みなし小売電気事業者を含め、これまで部分供給を行ってきた者が供給条件の変更等を申し出ることは否定されるものではなく、分割供給者による小売供給の具体的な条件等については、需要家と分割供給者との間で協議した上で決定することとなります。 その上で、分割供給に係る具体的な運用等については、今後、具体的な事例等も蓄積しつつ、需要家等に対する分かり易さの観点から、必要に応じて資源エネルギー庁のHPにおいてQ＆A等の整備を検討してまいります。 なお、各小売電気事業者が負担する容量拠出金は、部分供給を行う場合と同様に各小売電気事業者の前年度における夏季及び冬季のピーク時電力kW実績等を踏まえて算定することとなるため、分割供給の導入によって制度的な変更は生じません。
	部分供給の廃止および分割供給の実施の検討について需要家をはじめとする関係事業者へのヒアリング結果が報告されていないと認識している。2024年7月9日電力・ガス基本政策小委員会資料５スライド2の委員の意見にもあるように、特に需要家、再エネ発電事業者、新電力を中心とした小売電気事業者に大きな影響があると想定されるので、関係事業者のヒアリング結果を審議会内で報告していただき、報告内容を踏まえたうえで、再生可能エネルギー普及が阻害されることがないように、慎重な制度設計をしていただきたい。	分割供給の導入については、電力・ガス基本政策小委員会にて、具体的な制度設計やスケジュールを複数回にわたり御議論いただき、その内容を踏まえたうえで、本パブリックコメントを実施しており、プロセスに問題があるとは考えておりません。
	2024年7月9日基本政策小委員会 資料５ スライド4の2ポツ目にて、分割供給に係るルール等については、各一般送配電事業者の託送供給等約款等において明確化するとのことであるが、託送供給等約款とは別にガイドラインのような形で取扱いに関する指針を示していただくなどし、予め需要家や関連事業者の意見が反映されるよう配慮いただきたい。また、一般送配電事業者によって取扱いが異なることの無いよう対応いただきたい。	第78回電力・ガス基本政策小委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものです。したがって、既存の部分供給に係る契約の更新等に当たって、需要家の負荷率等を勘案し、みなし小売電気事業者を含め、これまで部分供給を行ってきた者が供給条件の変更等を申し出ることは否定されるものではなく、また、新電力等が新たな負荷追随供給を行う場合の供給条件の自由度も確保されるべきであることを踏まえれば、あらかじめ一律に規制やルールを設けることは適当ではないとの考え方から、分割供給に係る新たな指針の策定等は行っておりません。ただし、分割供給に係る具体的な運用等については、今後、具体的な事例等も蓄積しつつ、需要家等に対する分かり易さの観点から、必要に応じて資源エネルギー庁のHPにおいてQ＆A等の整備を検討してまいります。 なお、一般送配電事業者における実務的な取り扱いについては、可能な限り統一的な運用がなされるよう促してまいります。
	2024年7月9日基本政策小委員会 資料５ スライド１の5ポツ目に「（中略）必要に応じ、本委員会に御報告のうえ、制度的な対応の要否も含め御議論いただくこととしてはどうか。」とあるが、部分供給の廃止による需要家のコスト上昇も懸念されるところであり、分割供給導入後は、「必要に応じて」ということではなく、定期的に旧一電の市場支配率や価格設定に分割供給の普及への悪影響が出ていないかなど検証し、報告していただきたい。	制度の円滑な移行の観点からも、既存部分供給に係る契約の更新等に当たって、合理的な理由のない分割供給の拒否や供給条件の変更は適当ではないと考えられることから、仮にそうした事案が明らかになった場合には、必要に応じ、制度的な対応の要否も含め検討することとしております。 なお、分割供給においても、みなし小売電気事業者が、不当に、電気の小売料金を高く設定すること又は電気の小売供給を拒否し若しくは供給量を制限することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、適正な電力取引についての指針第二部Ⅰの１（１）③に記載のあるとおり、一般的な小売供給の場合と同様、独占禁止法上違法となるおそれがあります。仮に独占禁止法上問題となる行為があれば、引き続き厳正に対処してまいります。
18	みなし小売電気事業者が合理的な理由を超えて電力料金の大幅な値上げや、正当な理由なく分割供給を拒まない対策を講じて頂きたい。	第78回電力・ガス基本政策小委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものです。したがって、既存の部分供給に係る契約の更新等に当たって、需要家の負荷率等を勘案し、みなし小売電気事業者を含め、これまで部分供給を行ってきた者が供給条件の変更等を申し出ることは否定されるものではありません。 その上で、制度の円滑な移行の観点からも、既存の部分供給に係る契約の更新等に当たって、合理的な理由のない分割供給の拒否や供給条件の変更は適当ではないと考えられることから、仮にそうした事案が明らかになった場合には、必要に応じ、制度的な対応の要否も含め検討することとしております。 なお、分割供給においても、みなし小売電気事業者が、不当に、電気の小売料金を高く設定すること又は電気の小売供給を拒否し若しくは供給量を制限することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、適正な電力取引についての指針第二部Ⅰの１（１）③に記載のあるとおり、一般的な小売供給の場合と同様、独占禁止法上違法となるおそれがあります。仮に独占禁止法上問題となる行為があれば、引き続き厳正に対処してまいります。
	長期契約において契約解除により残った一方で全量供給ができない場合は、需要家への安定供給が懸念されることから、セーフティネットとしての最終保障供給等の需要家保護の原則が必要と考えます。	分割供給において、一方の分割供給者の小売契約等が解除された場合の扱いについては、第78回電力・ガス基本政策小委員会で御議論いただいたとおり、残された分割供給者が通常の小売供給を行うことを原則としたうえで、分割供給者と需要家が３者の間であらかじめ合意された対応策を申し出ることを認めることとしております。 その上で、最終保障供給については、電気事業法上、①全ての需要家が電気の供給を受けられることを制度的に担保するためのセーフティネットとして措置されたものであり、②料金水準に規制があり、供給形態に応じた条件の変更を認めていないことを踏まえ、一般送配電事業者が行う最終保障供給においては分割供給を認めないこととしております。
	部分供給については、制度趣旨にそぐわない活用が疑われる事例の確認をきっかけに、「卸売電力市場が機能するまでの当面の対策」であるとして、まず通告型が廃止されました。 また、今般、指針そのものが廃止されようとしています。 しかしながら、多くのケースは制度趣旨に叶った活用です。また「当面の対策」であるかどうかの議論は、少なくともお客様にとっては関係のないことです。 本来ならば、分割供給制度の詳細設計と実務準備が整ったうえで、通告型を含む部分供給指針の見直しを進めていただきたかったと考えています。一般的に、制度やサービスの利用希望者がいる場合、新旧両制度の変更に当たっては、制度並行期間を設けるか、少なくとも空白期間を生じさせない配慮が必要との認識です。 結果として、お客様がオフサイトPPAの話を進められない、それに応えたくても応えられない事業者の状況等、現場では混乱が生じています。 お客様の再エネ導入等の計画にも少なからず影響を生じさせたことについて、再認識いただくとともに、今後の制度変更等において同様の事態を再発させないよう、求めます。	小売電気事業者による需要家への小売供給は、電気事業法に基づく供給能力確保義務や需要家に対する説明義務等の小売電気事業者の責任を明確にし、需要家保護を図る等の観点から、一の需要場所において１契約であることが原則とされており、部分供給は、卸電力市場が機能するまでの当面の対策として、みなし小売電気事業者に対応することを求めた例外的な措置です。 御指摘のオフサイトPPA等については、本来は小売電気事業者が特定の電源で発電された電気に、相対契約や市場取引等により調達した電気を組み合わせることで需要家の求めに応じることは可能であり、基本的にはそうした対応が望ましいものと考えられます。 しかしながら、需要家の中には、特定の電源で発電した電気に係る小売供給とその他の部分の小売供給について契約を切り分け、前者については長期間にわたる契約になることを受け入れたうえで、後者については従来と同様に一定期間毎に契約条件や小売電気事業者そのものを見直すことを希望する者が一定数存在し、小売電気事業者がこうしたニーズに応えるため、本来の制度趣旨からはかけ離れた活用方法であるにも関わらず部分供給を活用している事例が散見されること等に加え、小売競争の活性化を図る観点からも、環境変化に即して適切な競争環境を整えることも必要と考えられることから、今回、分割供給を措置することとしたものであり、むしろ、長期的な混乱を回避する観点でも適当な措置と認識しております。
	部分供給指針の廃止の施行に先立ち、まずは、分割供給制度への円滑な移行に向け、関係者の理解が得られ、かつ実務的に対応可能な道筋をお示しください。 また、分割供給に係るルール等は、各一般送配電事業者の託送供給約款等において明確化すると伺っています。実務準備のため、当該約款等のひな形等について、なるべく早期にお示しください。 加えて、少なくとも、弊社では次のような疑義があります、それぞれにつき、具体的かつ網羅的な回答をお願いします。 ①部分供給と分割供給については、非対称規制かどうかという制度面以外に、どの程度実務的な変更が生じるのか不明であること ②システム改修や、サービス提供、お客様案内など、実務的な準備などに足りる制度詳細がいつ頃示されるのか不明なこと（小委資料のみでは実務的対応は難しいとの認識です） ③指針ではなく約款による契約手続きとなり、これまで以上に各エリアにおける事務にバラつきが生じかねないか、懸念があること	第78回電力・ガス基本政策小委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものであり、その具体的な供給条件等については、需要家と分割供給者との間で協議した上で決定することとなるため、網羅的にルールを設定することは制度趣旨から鑑みても適当ではありません。 また、一般送配電事業者の託送供給等約款については、第78回同委員会でお示した通り、９月上中旬頃の変更届出を予定しております。 なお、分割供給に係る具体的な運用等については、今後、具体的な事例等も蓄積しつつ、需要家等に対する分かり易さの観点から、必要に応じて資源エネルギー庁のHPにおいてQ＆A等の整備を検討してまいります。 その上で、一般送配電事業者における実務的な取り扱いについては、可能な限り統一的な運用がなされるよう促してまいります。

	各一般送配電事業者の託送供給約款等について、分割供給に係るルール等を明確化する変更に関しては、電気事業法第18条第１項に基づく約款の変更認可手続の対象事項ではなく、同条第４項の変更届出での対応とのことですが、同法施行規則第21条の何号に該当するのか、根拠規定をご教示ください。	分割供給の導入に係る託送供給等約款における供給条件の変更については、電気事業法施行規則第２１条第９号に基づき、変更後の託送供給等約款を経済産業大臣に届け出ることによって、供給条件を変更します。
19	「適正な電力取引についての指針」（以下「適取指針」。）から部分供給に関する「公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」の関連規定が削除されました。しかしながら、引き続き既定の措置をご検討いただくよう、お願いします。 今回の関連規定削除は、資源エネルギー庁において、非対称規制としての部分供給制度を廃止したことに伴うものと受け止めています。しかし、実態としては、各エリアでの小売販売シェア実績は大手電力が依然圧倒的です。また、送配電部門が法的分離されたものの、未だ大手電力グループ内での不祥事が相次いでおり、大手電力と新電力とのフェアな競争環境が確立されているとは言い難いとの認識です。 一方で、今回、分割供給制度をあらためて導入しようとした背景は、オフサイトPPAを活用している事例（お客様ニーズ）があることに考慮がされたものと認識しており、分割供給制度による負荷追随供給等のスキーム自体は、部分供給制度と本質的には変わらないと伺っています。 こうした実態や背景を踏まえ、お客様保護と公正かつ有効な競争の観点から、引き続き以下趣旨の既定措置について、検討をお願いします。 ・「オフサイトPPA提供において、お客様及び新電力（アグリゲーター）の要望に応じ分割供給契約を行う場合、一般電気事業者（グループ会社含む）のアグリゲーター向けと同条件（提供可否・料金・通告）とすること。」との規定 ・「分割供給契約における一般電気事業者グループ内（送配電、小売）とグループ外で、合理的な理由を示さずに、契約の受託・拒否の差別を行うことは適当ではない」旨を示す規定 ・「合理的な理由のない分割供給の拒否の例示」として、（想定されているものにつき）具体的に列記した規定	第78回電力・ガス基本政策小委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものです。したがって、既存の部分供給に係る契約の更新等に当たって、需要家の負荷率等を勘案し、みなし小売電気事業者を含め、これまで部分供給を行ってきた者が供給条件の変更等を申し出ることは否定されるものではなく、また、新電力等が新たな負荷追随供給を行う場合の供給条件の自由度も確保されるべきであることを踏まえれば、あらかじめ一律に規制やルールを設けることは適当ではないとの考え方から、分割供給に係る新たな指針の策定等は行っておりません。 その上で、制度の円滑な移行の観点からも、既存の部分供給に係る契約の更新等に当たって、合理的な理由のない分割供給の拒否や供給条件の変更は適当ではないと考えられることから、仮にそうした事案が明らかになった場合には、必要に応じ、制度的な対応の要否も含め検討することとしております。 なお、分割供給においても、みなし小売電気事業者が、不当に、電気の小売料金を高く設定すること又は電気の小売供給を拒否し若しくは供給量を制限することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、適正な電力取引についての指針第二部Ⅰの１（１）③に記載のあるとおり、一般的な小売供給の場合と同様、独占禁止法上違法となるおそれがあります。仮に独占禁止法上問題となる行為があれば、引き続き厳正に対処してまいります。
	事務手続きが円滑に進まない場合の相談窓口や手続きについて、具体的にご教示をお願いします。	既存の部分供給に係る契約の更新等に当たって、需要家の負荷率等を勘案し、みなし小売電気事業者を含め、これまで部分供給を行ってきた者が供給条件の変更等を申し出ることは否定されるものではなく、また、新電力等が新たな負荷追随供給を行う場合の供給条件の自由度も確保されるべきものです。したがって、個別の手続きについて、御相談をいただくことは想定しておりませんが、合理的な理由のない分割供給の拒否や供給条件の変更がなされたと考えられる場合には、資源エネルギー庁又は電力ガス取引等監視委員会に御相談ください。
	廃止施行日時点で存在する部分供給契約の保護のため、上記２つの指針において、「（分割供給制度への移行までの間）なお従前のとおり」とする旨の経過措置を規定いただくよう、お願いします。 また、移行期間については、契約実態を踏まえ、余裕を持ったものとなるよう、御配慮願います。	御指摘の移行期間については、分割供給の制度の在り方について議論が行われた（総合資源エネルギー調査会　電力・ガス事業分科会）電力・ガス基本政策小委員会においては、部分供給の既存契約について、需要家の負担にもある程度の考慮をし、実務的に無理のない移行期間を設定すべきとの御意見をいただいた一方で、あまり長く過去の制度を引きずることもまた望ましくない、との御意見があったことも踏まえ、契約の期間や形態は多岐にわたり、全ての事業者に何らの影響もない期間を設定することが現実的でないこと等も勘案の上、審議会で議論を行った２０２４年７月９日（第７８回同委員会）からおおよそ１年の経過措置期間を設けることとしております。既存契約については、契約更改等に当たって分割供給に移行することが想定されること等を踏まえれば、御指摘のような経過措置を設ける必要があるとは考えておりません。
20	次年度７月１日で分割供給へ完全移行とされているが、電力会社との協議を始めているが、約款改定（１０月１日）までは協議ができないとのご指示を頂いており、そこから協議開始、需要家との契約交渉手続きを考慮すると、前回の小委員の複数の先生からのご意見（猶予期間なども考慮）も踏まえると、需要家の検討期間も１０月１日から一年間の２０２５年１０月１日までに完全移行という形にさせて頂きたいと考えます。	御指摘の移行期間については、分割供給の制度の在り方について議論が行われた（総合資源エネルギー調査会　電力・ガス事業分科会）電力・ガス基本政策小委員会においては、部分供給の既存契約について、需要家の負担にもある程度の考慮をし、実務的に無理のない移行期間を設定すべきとの御意見をいただいた一方で、あまり長く過去の制度を引きずることもまた望ましくない、との御意見があったことも踏まえ、契約の期間や形態は多岐にわたり、全ての事業者に何らの影響もない期間を設定することが現実的でないこと等も勘案の上、審議会で議論を行った２０２４年７月９日（第７８回同委員会）からおおよそ１年の経過措置期間を設けることとしたものです。
21	現在、みなし小売電気事業者から電気を購入していて、新電力とみなし小売電気事業者の部分供給を利用してオフサイトPPAを検討していた大口需要家です。 これまで書かれていた部分供給の記載が真っ白になっていて、分割供給の記載はどこにもありません。 今まで部分供給は、みなし小売電気事業者に対して「問題となる行為」としていろいろ書いて頂いていましたが、今まで書いてあったものが消えてなくなるということは、みなし小売電気事業者は、分割供給については、これまでガイドラインに書かれていた、「問題となる行為」や「嫌がらせ」をしてもいいということになってしまうのですか？ もしそうであれば、需要家としては、分割供給を利用したオフサイトPPAはリスクが大きくなって、引き続きみなし小売電気事業者から電気を全量購入せざるを得なくなるという力学が働いてしまいます。分割供給がオフサイトPPAの促進手段としてきちんと機能するためにも、また、需要家保護の観点からも、分割供給についてもきちんとガイドラインに書く必要があるのではないでしょうか。	第78回電力・ガス基本政策小委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものです。したがって、既存の部分供給に係る契約の更新等に当たって、需要家の負荷率等を勘案し、みなし小売電気事業者を含め、これまで部分供給を行ってきた者が供給条件の変更等を申し出ることは否定されるものではなく、また、新電力等が新たな負荷追随供給を行う場合の供給条件の自由度も確保されるべきであることを踏まえれば、あらかじめ一律に規制やルールを設けることは適当ではないとの考え方から、分割供給に係る新たな指針の策定等は行っておりません。その上で、制度の円滑な移行の観点からも、既存部分供給に係る契約の更新等に当たって、合理的な理由のない分割供給の拒否や供給条件の変更は適当ではないと考えられることから、仮にそうした事案が明らかになった場合には、必要に応じ、制度的な対応の要否も含め検討することとしております。 なお、分割供給においても、みなし小売電気事業者が、不当に、電気の小売料金を高く設定すること又は電気の小売供給を拒否し若しくは供給量を制限することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、適正な電力取引についての指針第二部Ⅰの１（１）③に記載のあるとおり、一般的な小売供給の場合と同様、独占禁止法上違法となるおそれがあります。仮に独占禁止法上問題となる行為があれば、引き続き厳正に対処してまいります。
22	みなし小売電気事業者が合理的な理由なく需要追随供給側の電気料金の値上げや、正当な理由なく供給を拒まないよう、ガイドラインや指針上に明記頂きたい。	第78回電力・ガス基本政策小委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものです。したがって、既存の部分供給に係る契約の更新等に当たって、需要家の負荷率等を勘案し、みなし小売電気事業者を含め、これまで部分供給を行ってきた者が供給条件の変更等を申し出ることは否定されるものではなく、また、新電力等が新たな負荷追随供給を行う場合の供給条件の自由度も確保されるべきであることを踏まえれば、あらかじめ一律に規制やルールを設けることは適当ではないとの考え方から、分割供給に係る新たな指針の策定等は行っておりません。その上で、制度の円滑な移行の観点からも、既存部分供給に係る契約の更新等に当たって、合理的な理由のない分割供給の拒否や供給条件の変更は適当ではないと考えられることから、仮にそうした事案が明らかになった場合には、必要に応じ、制度的な対応の要否も含め検討することとしております。 なお、分割供給においても、みなし小売電気事業者が、不当に、電気の小売料金を高く設定すること又は電気の小売供給を拒否し若しくは供給量を制限することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、適正な電力取引についての指針第二部Ⅰの１（１）③に記載のあるとおり、一般的な小売供給の場合と同様、独占禁止法上違法となるおそれがあります。仮に独占禁止法上問題となる行為があれば、引き続き厳正に対処してまいります。
	1需要家に対して分割供給を行うことができる小売電気事業者の数を2者に限定して導入」と整理されているところ、早期に3者以上の分割供給や自己託送を活用した分割供給を行うことができるように制度設計して頂きたい。	今後、３者以上による分割供給を行うニーズが高まる等の環境変化が生じた場合には、当該ニーズを踏まえつつ、一般送配電事業者や小売電気事業者の業務の煩雑性や実務及びシステム対応の実現可能性等も勘案し、合理的な制度設計が可能か検討することとしております。 また、自己託送を活用し、残余需要分について小売供給を受ける場合、当該小売供給は分割供給には当たりません。
	分割供給制度において、新電力＋新電力の供給形態を認めて頂きたい。	分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものであり、新電力同士による分割供給は可能です。 なお、分割供給に係る具体的な運用等については、今後、具体的な事例等も蓄積しつつ、需要家等に対する分かり易さの観点から、必要に応じて資源エネルギー庁のHPにおいてQ＆A等の整備を検討してまいります。
23	改定案では「部分供給料金の不当設定」や「部分供給の拒否」についての記載が全て削除されています。 このままでは旧一電が分割供給を受けてくれず、既存需要家が不利な条件で契約するしかなくなり選択肢がせばまり、電力自由化の意図と反すると考えます。 全量供給での新電力の多くは市場連動へ移行してきており、需要家様がリスクを取る形になってきてしまっております。 需要家様にとっても全量供給以外の選択肢をなくさないようにするため分割供給が適正に運用されるよう指針に盛り込んでいただくことを要望します。 また、分割供給へ移行するに当たり、新電力と旧一電で協議が必要で一定の時間がかかると考えられます。現在示されている2025年7月では協議が間に合ったとしても、需要家の選択期間がかなり短くなります。 従いまして、需要家を守るため、旧一電が適切に新電力の協議に応じることと、分割供給への移行時期を先に延ばし2026年度からとすることを要望します。	第78回電力・ガス基本政策小委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものです。したがって、既存の部分供給に係る契約の更新等に当たって、需要家の負荷率等を勘案し、みなし小売電気事業者を含め、これまで部分供給を行ってきた者が供給条件の変更等を申し出ることは否定されるものではなく、また、新電力等が新たな負荷追随供給を行う場合の供給条件の自由度も確保されるべきであることを踏まえれば、あらかじめ一律に規制やルールを設けることは適当ではないとの考え方から、分割供給に係る新たな指針の策定等は行っておりません。 なお、分割供給においても、みなし小売電気事業者が、不当に、電気の小売料金を高く設定すること又は電気の小売供給を拒否し若しくは供給量を制限することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、適正な電力取引についての指針第二部Ⅰの１（１）③に記載のあるとおり、一般的な小売供給の場合と同様、独占禁止法上違法となるおそれがあります。仮に独占禁止法上問題となる行為があれば、引き続き厳正に対処してまいります。 御指摘の移行期間については、分割供給の制度の在り方について議論が行われた同委員会においては、部分供給の既存契約について、需要家の負担にもある程度の考慮をし、実務的に無理のない移行期間を設定すべきとの御意見をいただいた一方で、あまり長く過去の制度を引きずることもまた望ましくない、との御意見があったことも踏まえ、契約の期間や形態は多岐にわたり、全ての事業者に何らの影響もない期間を設定することが現実的でないこと等も勘案の上、審議会で議論を行った２０２４年７月９日（第７８回同委員会）からおおよそ１年の経過措置期間を設けることとしたものです。
24	分割供給における不当な取扱いを「適正な電力取引についての指針」に明記頂きたい。	第78回電力・ガス基本政策小委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものです。したがって、既存の部分供給に係る契約の更新等に当たって、需要家の負荷率等を勘案し、みなし小売電気事業者を含め、これまで部分供給を行ってきた者が供給条件の変更等を申し出ることは否定されるものではなく、また、新電力等が新たな負荷追随供給を行う場合の供給条件の自由度も確保されるべきであることを踏まえれば、あらかじめ一律に規制やルールを設けることは適当ではないとの考え方から、分割供給に係る新たな指針の策定等は行っておりません。 その上で、制度の円滑な移行の観点からも、既存部分供給に係る契約の更新等に当たって、合理的な理由のない分割供給の拒否や供給条件の変更は適当ではないと考えられることから、仮にそうした事案が明らかになった場合には、必要に応じ、制度的な対応の要否も含め検討することとしております。 なお、分割供給においても、みなし小売電気事業者が、不当に、電気の小売料金を高く設定すること又は電気の小売供給を拒否し若しくは供給量を制限することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、適正な電力取引についての指針第二部Ⅰの１（１）③に記載のあるとおり、一般的な小売供給の場合と同様、独占禁止法上違法となるおそれがあります。仮に独占禁止法上問題となる行為があれば、引き続き厳正に対処してまいります。
25	みなし小売電気事業者が合理的な理由なく分割供給の拒否や供給条件の変更を行うことがないよう、適切にモニタリングを行っていただきたい 指針改定後の部分供給から分割供給への移行にあたっては、みなし小売電気事業者による分割供給向けメニューの提示時期や協定書締結に係る調整、および需要家への説明等の実務に要する期間を考慮し、実態と乖離しないようご配慮いただきたい。	第78回電力・ガス基本政策小委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものです。したがって、既存の部分供給に係る契約の更新等に当たって、需要家の負荷率等を勘案し、みなし小売電気事業者を含め、これまで部分供給を行ってきた者が供給条件の変更等を申し出ることは否定されるものではありません。 その上で、制度の円滑な移行の観点からも、既存部分供給に係る契約の更新等に当たって、合理的な理由のない分割供給の拒否や供給条件の変更は適当ではないと考えられることから、仮にそうした事案が明らかになった場合には、必要に応じ、制度的な対応の要否も含め検討することとしております。 また、御指摘の移行期間については、分割供給の制度の在り方について議論が行われた同委員会においては、部分供給の既存契約について、需要家の負担にもある程度の考慮をし、実務的に無理のない移行期間を設定すべきとの御意見をいただいた一方で、あまり長く過去の制度を引きずることもまた望ましくない、との御意見があったことも踏まえ、契約の期間や形態は多岐にわたり、全ての事業者に何らの影響もない期間を設定することが現実的でないこと等も勘案の上、審議会で議論を行った２０２４年７月９日（第７８回同委員会）からおおよそ１年の経過措置期間を設けることとしたものです。
26	現在、部分供給（横切り型）で契約しております。大手電力（ベース供給）の安心感と、新電力（負荷追随供給）の電気料金の安さ、その両方のメリットを享受できるのは、部分供給だけであると考えております。この契約を今後も継続して使用したいと思います。分割供給になったとして、大手電力は引き続き同じ条件で供給してもらえるのかが不安だと感じております。	第78回電力・ガス基本政策小委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものです。したがって、既存の部分供給に係る契約の更新等に当たって、需要家の負荷率等を勘案し、みなし小売電気事業者を含め、これまで部分供給を行ってきた者が供給条件の変更等を申し出ることは否定されるものではありません。
27	部分供給を利用して大手電力の安心感と新電力の料金メリットを享受したいという需要家のニーズが存在しています。制度終了によって、需要家に不利益が無いのかが不明です。分割供給への移行により、万が一、大手電力よりベース側の供給を断られた需要家がいた場合、当社が全量供給するための電源の確保が容易ではない。結果的に需要家の不利益になる可能性があるため、そう言った部分に対応できるよう顧客、小売の両面から再度設計して欲しい。	第78回電力・ガス基本政策小委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものです。したがって、既存の部分供給に係る契約の更新等に当たって、需要家の負荷率等を勘案し、みなし小売電気事業者を含め、これまで部分供給を行ってきた者が供給条件の変更等を申し出ることは否定されるものではありません。
28	旧一電の安心感と新電力の料金メリットを享受したいという需要家のニーズが存在する。分割供給になって部分供給横切り型のように旧一がベースを受けてくれるのであれば、需要家ニーズにあわせたプラン設計が出来ると考えている。規模が大きな需要家であれば相対契約等で電源を検討出来るが、規模が小さくなるほど電源の確保が難しくなるので、制度終了によって、旧一が引き受けてくれるのかどうかも心配。 現状の指針では拒否の部分が削除されてしまうので、その辺りがどうなるか早く決定して欲しい。	分割供給を行う場合の供給条件については、需要家と小売電気事業者間の協議事項であるものの、負荷率等の条件によって変動があり得るものであり、こうした点について、需要家においても適切な認識をもって検討・協議が行うことが必要と考えられます。 第78回電力・ガス基本政策小委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものです。こうした中で、新電力等が新たな負荷追随供給を行う場合の供給条件の自由度も確保されるべきであることを踏まえれば、あらかじめ一律に規制やルールを設けることは適当ではないとの考え方から、分割供給に係る新たな指針の策定等は行っておりません。 その上で、指針の改定内容を早く決定すべきとの御指摘を踏まえ、本パブリックコメントの結果公示と併せて、今般の改定後の適正な電力取引についての指針の適用日を令和６年10月１日とすること、部分供給に関する指針を令和６年９月30日限りで廃止することについて明確化することといたします。
29	需要家は部分供給を契約の1つの選択肢として捉え相応のメリットがありました。 分割供給に移行する際、現行指針の「ⅲ 部分供給における不当な取扱い」を削除してしまうと、分割供給に移行してもベース部分を供給する事業者いなくなる可能性が高いため、分割供給に移行しても同文言は残して頂きたいです。	第78回電力・ガス基本政策小委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものです。したがって、既存の部分供給に係る契約の更新等に当たって、需要家の負荷率等を勘案し、みなし小売電気事業者を含め、これまで部分供給を行ってきた者が供給条件の変更等を申し出ることは否定されるものではなく、また、新電力等が新たな負荷追随供給を行う場合の供給条件の自由度も確保されるべきであることを踏まえれば、あらかじめ一律に規制やルールを設けることは適当ではないとの考え方から、分割供給に係る新たな指針の策定等は行っておりません。 なお、分割供給においても、みなし小売電気事業者が、不当に、電気の小売料金を高く設定すること又は電気の小売供給を拒否し若しくは供給量を制限することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、適正な電力取引についての指針第二部Ⅰの１（１）③に記載のあるとおり、一般的な小売供給の場合と同様、独占禁止法上違法となるおそれがあります。仮に独占禁止法上問題となる行為があれば、引き続き厳正に対処してまいります。
30	部分供給契約中の需要家複数より不安の声を聞いています。 分割供給への移行による影響がどの程度生じるのか、現行制度の継続もしくは終了時期の延長はできないのか、今まで通り同じ小売電気事業者２社より供給を受けられるのか、等々の不安の声が上がっています。 分割供給への移行に際しては、託送供給約款・各小売電気事業者の約款の作成および開示を急いで頂きたいです。	第78回電力・ガス基本政策小委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものです。したがって、既存の部分供給に係る契約の更新等に当たって、需要家の負荷率等を勘案し、みなし小売電気事業者を含め、これまで部分供給を行ってきた者が供給条件の変更等を申し出ることは否定されるものではなく、分割供給者による小売供給の具体的な条件等については、需要家と分割供給者との間で協議した上で決定することとなります。 なお、一般送配電事業者の託送供給等約款については、本パブリックコメントの結果公示後、速やかに変更届出がなされる予定です。 また、分割供給に係る具体的な運用等については、今後、具体的な事例等も蓄積しつつ、需要家等に対する分かり易さの観点から、必要に応じて資源エネルギー庁のHPにおいてQ＆A等の整備を検討してまいります。

31	部分供給で２社と契約することで、地域電力の安心感と新電力の電気料金削減メリット、その両方を享受したいという需要家のニーズがあります。 部分供給が終了となり分割供給に移行しても、現在の契約が同条件で継続できるのかと需要家が大変不安に思われています。 「適正な電力取引についての指針」において、部分供給の不当な取扱いや料金の不当設定、拒否などの文言が削除されたということは、分割供給移行後は、このような不当な対応が禁じられないということでしょうか。 当社としても、もし地域電力との２社供給が不可能となれば、部分供給で契約中の需要家に対して１社で全量供給するための電源を確保することは容易ではありません。分割供給移行後のルール及び各地域電力の対応が分からなければ、電源計画に支障をきたすだけでなく、顧客に迷惑をかけてしまう可能性がありますので、早期に方針を固めて需要家へ通知して頂きたいところです。 部分供給は役割を終えたといえるとしても、結果的に需要家の不利益になるような変更や、選択肢や検討期間の猶予を与えない通知等は慎まれるべきと考えます。	第78回電力・ガス基本政策小委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものです。したがって、既存の部分供給に係る契約の更新等に当たって、需要家の負荷率等を勘案し、みなし小売電気事業者を含め、これまで部分供給を行ってきた者が供給条件の変更等を申し出ることは否定されるものではなく、また、新電力等が新たな負荷追随供給を行う場合の供給条件の自由度も確保されるべきであることを踏まえれば、あらかじめ一律に規制やルールを設けることは適当ではないとの考え方から、分割供給に係る新たな指針の策定等は行っておりません。 なお、分割供給においても、みなし小売電気事業者が、不当に、電気の小売料金を高く設定すること又は電気の小売供給を拒否し若しくは供給量を制限することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、適正な電力取引についての指針第二部Ⅰの１（１）③に記載のあるとおり、一般的な小売供給の場合と同様、独占禁止法上違法となるおそれがあります。仮に独占禁止法上問題となる行為があれば、引き続き厳正に対処してまいります。 その上で、制度の円滑な移行の観点からも、既存部分供給に係る契約の更新等に当たって、合理的な理由のない分割供給の拒否や供給条件の変更は適当ではないと考えられることから、仮にそうした事案が明らかになった場合には、必要に応じ、制度的な対応の要否も含め検討することとしております。
32	指針改正案においても、改定前に記載されていた、公正かつ有効な競争の維持のため、不当な取扱いや料金の不当設定等が独禁法上違法となるおそれがある、との項目の記載維持をお願いしたい。 また、みなし小売電気事業者が独禁法に抵触した行動を行っていないかの監視、及び、報告があった場合は速やかに調査を実施して頂き、調査結果の公表をお願いしたい。	第78回電力・ガス基本政策小委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものです。したがって、既存の部分供給に係る契約の更新等に当たって、需要家の負荷率等を勘案し、みなし小売電気事業者を含め、これまで部分供給を行ってきた者が供給条件の変更等を申し出ることは否定されるものではなく、また、新電力等が新たな負荷追随供給を行う場合の供給条件の自由度も確保されるべきであることを踏まえれば、あらかじめ一律に規制やルールを設けることは適当ではないとの考え方から、分割供給に係る新たな指針の策定等は行っておりません。 その上で、制度の円滑な移行の観点からも、既存部分供給に係る契約の更新等に当たって、合理的な理由のない分割供給の拒否や供給条件の変更は適当ではないと考えられることから、仮にそうした事案が明らかになった場合には、必要に応じ、制度的な対応の要否も含め検討することとしております。 なお、分割供給においても、みなし小売電気事業者が、不当に、電気の小売料金を高く設定すること又は電気の小売供給を拒否し若しくは供給量を制限することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、適正な電力取引についての指針第二部Ⅰの１（１）③に記載のあるとおり、一般的な小売供給の場合と同様、独占禁止法上違法となるおそれがあります。仮に独占禁止法上問題となる行為があれば、引き続き厳正に対処してまいります。
33	・部分供給契約中のお客様への対応について 現在、2025年7月までの分割供給への移行が求められておりますが、現状では分割供給の制度およびルールが未だ明確化されておらず、移行に向けた協議が難しい状況です。 つきましては、制度・ルールが整備された後、そこから移行期間を設定するよう再検討いただきたく存じます。 また、移行期間については、需要家様の協議・検討期間を十分に踏まえた期間を考慮いただけますと幸いです。 ・「適正な電力取引についての指針」改定案について 改定案において、部分供給に関する記載が大幅に削除されております。しかし、審議会内では、需要家が一方的な不利益を被らないよう、分割供給への移行が必要であるとのコメントが見受けられました。 特に、現在部分供給契約中の需要家においては、地域電力会社による供給条件（料金設定等）の大幅な変更が重大な影響を及ぼす可能性があると考えられます。 そのため、改定案の内容について再度ご検討いただくか、需要家からの相談・要望には真摯に対応していただけるようお願い申し上げます。	御指摘の移行期間については、分割供給の制度の在り方について議論が行われた電力・ガス基本政策小委員会においては、部分供給の既存契約について、需要家の負担にもある程度の考慮をし、実務的に無理のない移行期間を設定すべきとの御意見をいただいた一方で、あまり長く過去の制度を引きずることもまた望ましくない、との御意見があったことも踏まえ、契約の期間や形態は多岐にわたり、全ての事業者に何らの影響もない期間を設定することが現実的でないこと等も勘案の上、審議会で議論を行った２０２４年７月９日（第78回同委員会）からおおよそ１年の経過措置期間を設けることとしたものです。 また、第78回同委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものです。したがって、既存の部分供給に係る契約の更新等に当たって、需要家の負荷率等を勘案し、みなし小売電気事業者を含め、これまで部分供給を行ってきた者が供給条件の変更等を申し出ることは否定されるものではなく、また、新電力等が新たな負荷追随供給を行う場合の供給条件の自由度も確保されるべきであることを踏まえれば、あらかじめ一律に規制やルールを設けることは適当ではないとの考え方から、分割供給に係る新たな指針の策定等は行っておりません。 なお、分割供給においても、みなし小売電気事業者が、不当に、電気の小売料金を高く設定すること又は電気の小売供給を拒否し若しくは供給量を制限することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、適正な電力取引についての指針第二部Ⅰの１（１）③に記載のあるとおり、一般的な小売供給の場合と同様、独占禁止法上違法となるおそれがあります。仮に独占禁止法上問題となる行為があれば、引き続き厳正に対処してまいります。
34	「適正な電力取引についての指針」の改定案において、現在、本格的な分割供給への移行が検討されていますが、分割供給の制度およびルールが未だ明確化されていない状況であります。需要家にとって利益、不利益がどの程度生じてくるのか、慎重に思慮すべきと考えます。 各々地域での地域電力会社の一挙一足が未だ影響大きく、また昨今、海外からのインバウンド事業者も増えてきております。需要家ニーズの多様化が本当に現在、審議会で検討されている電力供給プラットフォームで充足されるものであるのか。 また顕著に気候変動が如実に感じられる今日において、需給バランスが持続的に維持できる体制がどう実現できるか、関係者間での更なる討議を期待しています。	第78回電力・ガス基本政策小委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものです。分割供給を行う際の供給条件等については、新電力等が新たな負荷追随供給を行う場合の供給条件の自由度も確保されるべきであることを踏まえれば、あらかじめ一律に規制やルールを設けることは適当ではないとの考え方から、分割供給に係る新たな指針の策定等は行っておらず、分割供給を行う小売電気事業者間及び需要者間で検討されるべきものです。 その他の御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
35	指針の改定により「部分供給が廃止され、分割供給に移行」とのことでありますが、公正な競争環境が整備されるまでの間の措置であったと思いますが、公正な競争環境が整備されたとは考え難いと考えます。 前提となる「公正な競争環境の整備」が整っていないうちに、部分供給を廃止し分割供給に移行させる決定に対して反対いたします。 公正な競争環境整備の基準を明確に決め、その基準を達成した上でのご判断をお願い致したく宜しくお願い致します。 2017年頃になりますが、中部電力様と通告型の部分供給に関して問い合わせをさせて頂いた際も実績が無い事（他の電力会社様は実績がある状態）と、中部電力様側が、手動での事務処理の為に契約が難しいと回答頂き難航し１年程度の時間を要した事例がございます。 新電力が部分供給を活用し難い状況になっているようにも感じました。 廃止ではなく、部分供給の制度を活用し、公正な競争環境が整備される事を切に願います。 また、今後は分割供給になるとの事ですが、前回のようにシステムが前提となる手続きであるため契約が難しい、または拒否などの事例が発生しないように、ガイドラインや指針にて契約の程度をお示し頂きたくお願い致します。	部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、①ベースロード市場創設や旧一般電気事業者の内外無差別な取引の進展等による新電力のベース供給力へのアクセス機会の拡大、②卸電力取引所の取引量の増大等による供給力調達の自由度の向上、③部分供給を活用する新電力が限定的であること、を踏まえれば、「卸電力市場が機能するまでの当面の対策」としての役割を果たしたと考えられます。 第78回電力・ガス基本政策小委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものです。したがって、既存の部分供給に係る契約の更新等に当たって、需要家の負荷率等を勘案し、みなし小売電気事業者を含め、これまで部分供給を行ってきた者が供給条件の変更等を申し出ることは否定されるものではなく、また、新電力等が新たな負荷追随供給を行う場合の供給条件の自由度も確保されるべきであることを踏まえれば、あらかじめ一律に規制やルールを設けることは適当ではないとの考え方から、分割供給に係る新たな指針の策定等は行っておりません。 その上で、制度の円滑な移行の観点からも、既存部分供給に係る契約の更新等に当たって、合理的な理由のない分割供給の拒否や供給条件の変更は適当ではないと考えられることから、仮にそうした事案が明らかになった場合には、必要に応じ、制度的な対応の要否も含め検討することとしております。
36	自家発補給契約を含めて１者の小売電気事業者のみと小売契約を締結している需要家について、新たに別の小売電気事業者を加えてオフサイトPPAによる分割供給ができる認識であっているか確認したい。 既に自己託送を行っている需要家については、1社の小売電気事業者しか事実上選択できないことになるので、3者以上の供給についても可能となるよう制度設計を行っていただきたい。 自己託送にてオフサイト太陽光発電からの電力を利用している需要家は、実態として「通告型部分供給」を利用し、残余需要分を小売供給により賄っていることが想定される。 分割供給の導入時には、このような自己託送利用のケースに対しても、実態に即して分割供給の「需要追随+非需要追随」が使用できるようにしていただきたい。 通告型部分供給では、流通費用調整先の選択は送配電会社ごとに判断が異なっていたと理解している。 負荷追随側が流通費用調整先になっているのが一般的と思うが、例えば、東京電力パワーグリッドでは、当事者間の協議により、流通費用調整先はベース側または負荷追随側いずれも選択できていた。 部分供給廃止の伴い、通告型部分供給から分割供給に移行する事業者がいることを考えると、流通費用調整先は既存の調整先も継続選択できるのが妥当ではないか。	自家発補給契約を含めて１者の小売事業者のみと小売契約を締結している需要家が、新たに別の小売事業者を加えてオフサイトPPAによる分割供給を行うことは可能です。 また、自己託送を活用する場合に、残余需要分を小売供給により賄うケースにおける当該小売供給においては、既に実態的に２者による供給となることから、３者以上による供給を認めることとした場合、①一般送配電事業者のシステム改修が必要となること、②分割供給に係る費用やインバランス等の調整や小売供給契約等の解除時の責任関係の整理や調整等が複雑かつ煩雑になることが想定されることを踏まえ、分割供給を行うことは現時点では認められません。 御指摘の流通費用調整については、分割供給における需要追随供給＋非需要追随供給の形態においては、非需要追随供給側の計画値の変動を要因として発生するものであることをも踏まえ、非需要追随供給を行う分割供給者の料金で調整することとし、需要追随供給＋需要追随供給（時間分割型）の形態については、その要因が特定できないことから分割供給者間の協議により、いずれの分割供給者の料金で調整を行うかを決定することとしております。
37	今の改正案は、単純に部分供給という文字を出しただけで、これはおかしいと思います。分割供給になりましても、元々記載のあった不当料金等の設定や拒否が無いように改善案に盛り込むべきと考えます。 また、分割供給の実現には、送配電のハンド対応で請求する事も時間がかかると想定されます。 ついては、2026年6月末までの分割供給の移行が妥当と考えます。	第78回電力・ガス基本政策小委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものです。したがって、既存の部分供給に係る契約の更新に当たって、需要家の負荷率等を勘案し、みなし小売電気事業者を含め、これまで部分供給を行ってきた者が供給条件の変更等を申し出ることは否定されるものではなく、また、新電力等が新たな負荷追随供給を行う場合の供給条件の自由度も確保されるべきであることを踏まえれば、あらかじめ一律に規制やルールを設けることは適当ではないとの考え方から、分割供給に係る新たな指針の策定等は行っておりません。 また、移行期間については、分割供給の制度の在り方について議論が行われた電力・ガス基本政策小委員会においては、部分供給の既存契約について、需要家の負担にもある程度の考慮をし、実務的に無理のない移行期間を設定すべきとの御意見をいただいた一方で、あまり長く過去の制度を引きずることもまた望ましくない、との御意見があったことも踏まえ、契約の期間や形態は多岐にわたり、全ての事業者に何らの影響もない期間を設定することが現実的でないこと等も勘案の上、審議会で議論を行った２０２４年７月９日（第78回同委員会）からおおよそ１年の経過措置期間を設けることとしたものです。 なお、分割供給においても、みなし小売電気事業者が、不当に、電気の小売料金を高く設定すること又は電気の小売供給を拒否し若しくは供給量を制限することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、適正な電力取引についての指針第二部Ⅰの１（１）③に記載のあるとおり、一般的な小売供給の場合と同様、独占禁止法上違法となるおそれがあります。仮に独占禁止法上問題となる行為があれば、引き続き厳正に対処してまいります。
38	今般の『適正な電力取引についての指針』に係る改正では、『ⅲ 部分供給における不当な取扱い』に関する規定が削除されている。 その一方、旧一般電気事業者を既存の小売電気事業者とする需要家が、当該小売電気事業者以外の電気事業者と、分割供給を利用して再エネオフサイトPPAを締結しようとする際に、当該旧一般電気事業者が特にそのBGの規模等に起因する市場支配力を利用して、分割供給後の小売供給契約として不当に条件の悪い契約内容を提示することを防止するための規定は、新たに設けられていない。 また、当該需要家における既存の小売電気事業者であった旧一般電気事業者が、分割供給を利用したフィジカルPPAの締結を拒むことを防止するための規定も、新たに設けられてはいない。 特に再エネ電源によるフィジカルPPAの利用を阻害しないことを目的として、今般、分割供給が制度化されたところであるから、既存の小売電気事業者の市場支配力等により分割供給の利用が阻害されることのないよう、適切な規定を『適正な電力取引についての指針』に新設することが必要であると考える。	第78回電力・ガス基本政策小委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものです。したがって、既存の部分供給に係る契約の更新に当たって、需要家の負荷率等を勘案し、みなし小売電気事業者を含め、これまで部分供給を行ってきた者が供給条件の変更等を申し出ることは否定されるものではなく、また、新電力等が新たな負荷追随供給を行う場合の供給条件の自由度も確保されるべきであることを踏まえれば、あらかじめ一律に規制やルールを設けることは適当ではないとの考え方から、分割供給に係る新たな指針の策定等は行っておりません。その上で、制度の円滑な移行の観点からも、既存部分供給に係る契約の更新等に当たって、合理的な理由のない分割供給の拒否や供給条件の変更は適当ではないと考えられることから、仮にそうした事案が明らかになった場合には、必要に応じ、制度的な対応の要否も含め検討することとしております。 なお、分割供給においても、みなし小売電気事業者が、不当に、電気の小売料金を高く設定すること又は電気の小売供給を拒否し若しくは供給量を制限することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、適正な電力取引についての指針第二部Ⅰの１（１）③に記載のあるとおり、一般的な小売供給の場合と同様、独占禁止法上違法となるおそれがあります。仮に独占禁止法上問題となる行為があれば、引き続き厳正に対処してまいります。
	分割供給導入後、これを利用して再エネフィジカルPPAを締結しようとする小売電気事業者や再エネ発電事業者にとって、部分供給制度が存在していた時期に比して、エリア内で市場シェアの高い小売電気事業者による既存契約の変更に係る対応において、契約条件が悪化したといった事象が生じていないか、時期を定めて状況を検証し、小委員会で報告することが必要と考える。	第78回電力・ガス基本政策小委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものです。したがって、既存の部分供給に係る契約の更新等に当たって、需要家の負荷率等を勘案し、みなし小売電気事業者を含め、これまで部分供給を行ってきた者が供給条件の変更等を申し出ることは否定されるものではありません。 その上で、制度の円滑な移行の観点からも、既存の部分供給に係る契約の更新等に当たって、合理的な理由のない分割供給の拒否や供給条件の変更は適当ではないと考えられることから、仮にそうした事案が明らかになった場合には、必要に応じ、制度的な対応の要否も含め検討することとしております。
39	○分割供給に関する指針の規定 「適正な電力取引についての指針」の改訂に関して、部分供給に関する指針の廃止のみを先行させるのではなく、代替となる分割供給に係る指針を同時に規定していただきたい。 具体的には、以下の2点を禁ずることを明確化することが必要と考えます。 ・合理的な理由なく、分割供給における負荷追従の申出に応じない、または供給条件の変更を行うこと ・分割供給における負荷追従部分の供給に関して、差別的な取り扱いをすること また、合理的な理由については、具体的なものの例示が必要と考えます。 ○分割供給に関する監視・評価 第76回、第78回基本政策小委員会において、合理的な理由のない分割供給の拒否や供給条件の変更は適当ではなく、事案が生じた際に事後的に内容を精査し、制度的対応を議論することとされております。再エネ発電事業者が分割供給を活用する際にみなし小売電気事業者が担う負荷追従の供給条件と、みなし小売電気事業者が再エネ(再エネアグリゲーション)と負荷追従を含む全量供給をする際の負荷追従部分の供給条件とが、差別的となっていないか監視・評価を実施いただきたい。	第78回電力・ガス基本政策小委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものです。したがって、既存の部分供給に係る契約の更新等に当たって、需要家の負荷率等を勘案し、みなし小売電気事業者を含め、これまで部分供給を行ってきた者が供給条件の変更等を申し出ることは否定されるものではなく、また、新電力等が新たな負荷追随供給を行う場合の供給条件の自由度も確保されるべきであることを踏まえれば、あらかじめ一律に規制やルールを設けることは適当ではないとの考え方から、分割供給に係る新たな指針の策定等は行っておりません。 その上で、制度の円滑な移行の観点からも、既存の部分供給に係る契約の更新等に当たって、合理的な理由のない分割供給の拒否や供給条件の変更は適当ではないと考えられることから、仮にそうした事案が明らかになった場合には、必要に応じ、制度的な対応の要否も含め検討することとしております。 なお、分割供給においても、みなし小売電気事業者が、不当に、電気の小売料金を高く設定すること又は電気の小売供給を拒否し若しくは供給量を制限することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、適正な電力取引についての指針第二部Ⅰの１（１）③に記載のあるとおり、一般的な小売供給の場合と同様、独占禁止法上違法となるおそれがあります。仮に独占禁止法上問題となる行為があれば、引き続き厳正に対処してまいります。
40	「部分供給における不当な取扱い」についての記述がすべて削除されております。しかしながら、2024年7月9日開催「第78回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会」資料５のp.1の5ポツ目やp.2の4項目にも記載がある通り、旧一電が合理的な理由なく契約を拒否するなどにより顧客の利便性や選択肢が限定されることがないように、適取ガイドライン（指針のことでしょうか）への反映であったり、運用上の監視フォローをお願いしたい旨のご意見がありました。しかしながら、同委員会の議事要旨によると、ガイドラインがないにしてもモニタリングをしていただき？となっており、指針には反映されておりません。 これについては、不当な対応がなされないように、部分供給の場合と同様に、指針に明記された方が良いのではないでしょうか。 また、不当な対応と思われる事態が発生した場合の相談窓口についても明記して頂けませんでしょうか。	第78回電力・ガス基本政策小委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものです。したがって、既存の部分供給に係る契約の更新に当たって、需要家の負荷率等を勘案し、みなし小売電気事業者を含め、これまで部分供給を行ってきた者が供給条件の変更等を申し出ることは否定されるものではありません。 その上で、制度の円滑な移行の観点からも、既存の部分供給に係る契約の更新等に当たって、合理的な理由のない分割供給の拒否や供給条件の変更は適当ではないと考えられることから、仮にそうした事案が明らかになった場合には、必要に応じ、制度的な対応の要否も含め検討することとしております。 なお、分割供給においても、みなし小売電気事業者が、不当に、電気の小売料金を高く設定すること又は電気の小売供給を拒否し若しくは供給量を制限することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、適正な電力取引についての指針第二部Ⅰの１（１）③に記載のあるとおり、一般的な小売供給の場合と同様、独占禁止法上違法となるおそれがあります。仮に独占禁止法上問題となる行為があれば、引き続き厳正に対処してまいります。 御指摘の場合には、資源エネルギー庁又は電力ガス取引等監視委員会に御相談ください。
	2024年7月9日開催「第78回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会」の資料5「分割供給の導入に係る対応について」p.4（今後のスケジュールについて）によると、『およそ1年の経過措置期間を設け、2025年７月１日までに分割供給に移行する。』とあります。 しかしながら、同ページにおいて、『9月上・中旬頃に各一般送配電事業者による託送供給等約款の変更届出』とあります。届出・公開・内容の確認・事業継続のための方策の検討に相応の期間が必要と考えられます。 つきましては、一送による託送供給約款が公開されてから最低１年間以上の経過措置期間を考慮して、移行時期を再検討いただけませんでしょうか。	御指摘の移行期間については、分割供給の制度の在り方について議論が行われた電力・ガス基本政策小委員会においては、部分供給の既存契約について、需要家の負担にもある程度の考慮をし、実務的に無理のない移行期間を設定すべきとの御意見をいただいた一方で、あまり長く過去の制度を引きずることもまた望ましくない、との御意見があったことも踏まえ、契約の期間や形態は多岐にわたり、全ての事業者に何らの影響もない期間を設定することが現実的でないこと等も勘案の上、審議会で議論を行った２０２４年７月９日（第78回同委員会）からおおよそ１年の経過措置期間を設けることとしたものです。
41	公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為、部分供給における不当な取り扱い以降の文章削除は、あまりにも酷いです。この改正案では全く持って小売電気事業者を守る事ができません。企業つぶしです。やめて頂きたい。	第78回電力・ガス基本政策小委員会でも議論がなされたとおり、分割供給は、従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、みなし小売電気事業者と新電力間の負荷追随供給での競争活性化を図る等の観点から措置するものです。したがって、既存の部分供給に係る契約の更新等に当たって、需要家の負荷率等を勘案し、みなし小売電気事業者を含め、これまで部分供給を行ってきた者が供給条件の変更等を申し出ることは否定されるものではありません。 その上で、制度の円滑な移行の観点からも、既存の部分供給に係る契約の更新等に当たって、合理的な理由のない分割供給の拒否や供給条件の変更は適当ではないと考えられることから、仮にそうした事案が明らかになった場合には、必要に応じ、制度的な対応の要否も含め検討することとしております。 なお、分割供給においても、みなし小売電気事業者が、不当に、電気の小売料金を高く設定すること又は電気の小売供給を拒否し若しくは供給量を制限することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、適正な電力取引についての指針第二部Ⅰの１（１）③に記載のあるとおり、一般的な小売供給の場合と同様、独占禁止法上違法となるおそれがあります。仮に独占禁止法上問題となる行為があれば、引き続き厳正に対処してまいります。